

## 国保運営方針（素案）／検討過程の（案）の取り扱い

## 運営方針（素案）への反映

## ・ 具体的記載事項（案）

## IV 市町村における保険料の標準的な算定方法

## IV 7 激変緩和措置

## IV 7 (1) 激変緩和措置の期間

## IV 7 (2) 府が実施する激変緩和措置の内容

## IV 7 (3) 激変緩和措置の対象

## IV 7 (4) 府・市町村の共同の激変緩和措置

前 2 号の方法のほか、府と市町村が保険者間の協議を行い合意に至った場合は、共同の激変緩和措置を実施するものとする。

## X 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

## X 1 協議の場の設置

## X 2 府・市町村が一体となって進めるべき施策の実施に向けて

運営方針の目的を実現するため、根本的な課題解決をめざし、府・市町村が一体となって進めるべき施策に関しては、その具体的事項を記載した共同の計画の策定に取り組むとともに、必要に応じ相互間協定を締結したうえで実施するものとする。